

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
住民税賦課ファイルの提供先21以降	
提供先21	国家公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 65の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	国家公務員共済組合連合会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 66の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	市町村長又は国民健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項
提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 73の項
提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 76の項
提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項
提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	地方公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 83の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 84の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先29	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86の項
提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先30	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 87の項
提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先31	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 88の項
提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 89の項
提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 90の項
提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	厚生労働大臣又は都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 91の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先35	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先36	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 96の項
提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 98の項
提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項
提供先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	＜ 選択肢 ＞ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	削除

提供先41	特定の優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 124の項
提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先42	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項
提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先43	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 129の項
提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 130の項
提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 132の項
提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 137の項
提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先47	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 138の項
提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	＜ 選択肢 ＞ ☐ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先48	削除

提供先49	独立行政法人農業者年金基金
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 140の項
提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により、独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	独立行政法人日本学生支援機構
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項
提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 142の項
提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	他自治体に課税権がある者及び区外在住の課税対象者等
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先53	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 151の項
提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先54	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 152の項
提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項
提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先58	教育委員会事務局学務課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
提供先における用途	墨田区就学援助費支給要綱による就学援助費の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先59	番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者
法令上の根拠	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)
提供先における用途	番号法第19条第8号に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先60	給与支払者
法令上の根拠	番号法第19条第1号及び地方税法第321条の4
提供先における用途	給与所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (通信経路の一部は暗号化されたインターネット回線を使用) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	賦課決定時及び変更時

提供先61	年金保険者
法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項及び同法第321条の7の7第2項
提供先における用途	年金所得に係る個人住民税等における特別徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	賦課決定時及び変更時
提供先62	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第10号及び地方税法第294条第3項
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時

提供先65	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 75の項
提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先66	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 156の項
提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先67	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項
提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先68	削除
提供先69	総務大臣又は都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 4の項
提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先70	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 108の項
提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先71	総務大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 147の項
提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先72	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161の項
提供先における用途	「生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先73	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 163の項
提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先74	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 164の項
提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先75	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 165の項
提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先76	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 166の項
提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先77	文部科学大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 167の項
提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先78	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 168の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先79	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先80	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 170の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先81	文部科学大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 171の項
提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先82	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先83	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 173の項
提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先84	法務大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 55の2の項
提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先85	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 112の項
提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度

提供先86	文部科学大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の2の項
提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和八年五月二十二日文部科学大臣決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度
提供先87	都道府県知事又は都道府県教育委員会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の3の項
提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)交付要綱(令和八年四月十五日文部科学大臣決定)に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務
提供する情報	個人住民税関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	照会を受けた都度